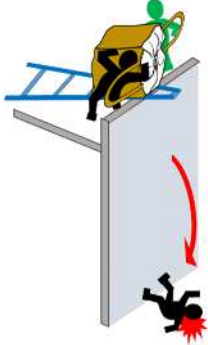



死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

| | |
|-----------------------------|--|
| 災害発生月 | 令和4年10月 |
| 事業の種類 | 鉄筋コンクリート造家屋建築工事業 |
| 災害の概要 (注1) | <p>鉄筋コンクリート造3階建て建築物の解体工事中、屋根裏フロアにおいて、フレキシブルコンテナバッグ(以下「フレコン」)に詰めた建築廃材を地上に下ろすため、建築物端部に脚立を渡しスロープを作り、2名でその上を移動させ建築物端部からフレコンを投下していたところ、うち1名がフレコンや脚立とともに墜落し、高さ約10m下の地面に激突した。</p>  |
| 再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2) | <p>重量物を高所から下ろす場合は、移動式クレーンを使用する等、墜落の危険のない安全な作業方法で行うこと。</p> <p>建築物の端部など墜落危険箇所において作業を行わざるを得ない場合は、当該箇所に手すり、囲い等を設けることを原則として、これら措置が困難な場合等は法令規格を満たす墜落制止用器具(いわゆる安全帯)を着用・使用する等の墜落危険防止措置を講じること。</p> <p>高所から物体を投下する場合は、下方の作業者の危険を防止するための措置も講じてください(適当な投下設備の設置、監視人の配置、立入禁止区域の設定)。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における留意事項 <p>本パンフレットは、地震・津波で被害を受けた建築物等の解体工事の実施に当たっての留意事項をまとめたものですが、通常の解体工事においても共通する労災防止対策が盛り込まれていますので、参考にしてください。</p> <p>(https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/111107-1-zentai.pdf)</p>  |

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。